

広島大学大学院人間社会科学研究科(博士課程前期)

法学・政治学プログラム入学試験

(令和8年2月実施)

問題 **専門科目** **[民法]**

以下の2つの問題から1つを選択して答えなさい。

問題1

所有権に基づく物権的請求権の種類、要件及び効果について、解釈論の状況を踏まえて論じなさい。

問題2

民法が採用している夫婦別産制(民法第762条)の構造とその限界を説明した上で、離婚時の財産分与制度(民法第768条)がいかなる機能を通じてその限界を補完しているか、主要な判例・学説を踏まえて論じなさい。

(c)出題の意図

問題1

所有権に基づく物権的請求権の知識を問う問題である。

民法には、所有権に基づく物権的請求権を直接定める規定はなく、その種類、要件及び効果を判例・学説が明らかにしてきた。

同請求権の種類は一般に3種類(所有物返還請求権、妨害排除請求権、妨害予防請求権)と解されており、各請求権について、その要件(侵害の態様、請求の相手方など)が解釈論によって明らかにされている。答案では、その内容を適切にまとめて述べることが求められる。

また、効果については議論があり、費用負担の問題を含めた請求内容解釈論の状況(行為請求権説、忍容請求権説、責任説など)をまとめて述べることが求められる。

問題2

夫婦別産制の構造とその限界、及び財産分与制度による補完機能についての知識を問う問題である。

民法第762条は夫婦別産制を定めているが、専業主婦の家事労働による財産形成への寄与が形式的名義に反映されないという限界がある。答案では、別産制の構造(第762条第1項、第2項)を正確に記述した上で、その限界を指摘し、財産分与制度(第768条)がいかなる機能を通じてこの限界を補完しているかを論じることが求められる。財産分与の機能は一般に3種類(清算的機能、扶養的機能、慰謝料的機能)と解されており、特に清算的機能が別産制の限界を事後的に是正する核心的役割を果たしていることを論じる必要がある。また、裁判実務で定着した2分の1ルール(令和6年法律第33号による民法第768条第3項の改正により明文化)が家事労働の経済的価値を実質的に認めるものであることを、主要な判例・学説を踏まえて述べることが求められる。